

獨協医科大学図書館に係る学外者の 利用に関する細則

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 この細則は、獨協医科大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第 2 条に基づき、利用可能な学外者の獨協医科大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 利用可能な学外者とは次の者を指す。

- (1) 保健・医療・福祉系従事者
 - (2) 大学、短大、専門学校に所属する学生、大学院生及び教職員
 - (3) 本学卒業生
 - (4) 所定の申請書を提出し図書館長が認めた者
- 2 製薬会社社員については、医師への医薬品情報提供を目的とする場合のみ認める。

(入館の制限)

第 3 条 入館は、図書館が所蔵する専門資料の利用を目的とする者とする。ただし、次の場合は入館を許可しない。

- (1) 子供（小学生以下）連れの者
- (2) 図書館長が利用を認めないと判断した者

(身分確認)

第 4 条 身分証明書を提示し所定の手続きを経た上で入館を認める。身分確認の方法は、次の身分証明書のいずれかを提示することとする。ただし、身分証明書の他に所属先が発行する紹介状を請求する場合がある。初回来館時の身分証明書不所持者の対応については別に定める。

- (1) 所属機関の顔写真入りの名札
- (2) 所属機関の顔写真なしの名札及び運転免許証
- (3) 日本医師会会員証
- (4) 日本看護協会会員証及び運転免許証
- (5) 国家資格証明書（コピーでも可）及び運転免許証
- (6) 学生証
- (7) 本学卒業証書（コピーでも可）又は卒業証明書及び運転免許証
- (8) 第 7 号以外で、本学卒業生であることが証明できるもの
- (9) MR 認定証
- (10) 健康保険証及び運転免許証

ただし、運転免許証不所持者は、パスポート・個人番号カード・住基カード（顔写真入り）でも可とする。

2 本学卒業生で同窓会会員証を所持する者は、所定の手続きを経た上で以後の身分確認を省略することができる。ただし、省略期間は手続き完了後から同窓会会員資格有効期限までとする。

(利用できるサービス)

第 5 条 利用範囲は次のとおりとする。ただし、全ての利用に関して本学の学生、教職員を優先とする。

- 2 資料の閲覧及び複写（AV ブースの利用を含む）。
- 3 PC の利用は文献検索に限り、所定の手続きを経た上で利用を認める。ただし、第 2 条第 2 項の者は除く。
 - (1) 検索結果の大量印刷は不可とする。
 - (2) 混雑時は利用の中止及び利用申請を不可とする場合がある。

- (3) 指定用途以外によってトラブルが発生した場合は、利用者が責任を負うこととする。
- 4 蔵書検索 (OPAC) 専用 PC に限り、手続きは不要とする。
- 5 個人所有のノートパソコンを館内に持ち込み使用する場合は、館内の電源ではなくバッテリーを使用することとする。
- 6 次の者は所定の手続きを経た上で貸出を認める場合がある。詳細は第6条に定める。
- (1) 本学卒業生
- (2) 大学病院実習生
- 7 本学卒業生で同窓会会員証を所持する者は、所定の手続きを経た上で相互貸借を認める。詳細は利用規程第15条のとおりとする。

(貸出)

第6条 第5条第6項第1号の者の貸出については次のとおりとする。

- (1) 本学卒業生である事が確認できた場合は貸出を認める。
- (2) 貸出可能期間は手続き完了日から当該年度末までとする。ただし、同窓会会員証を所持する者は、同窓会会員資格有効期限までとする。
- (3) 前号の期限内の貸出に関しては利用規程に従う。

第7条 第5条第6項第2号の者の貸出については次のとおりとし、申請により貸出カードを貸与する。ただし、看護部実習生は除く。

- (1) 専任教職員の紹介がある場合は貸出を認める。
- (2) 貸出可能期間は申請日から実習終了日までとする。
- (3) 前号の期限内の貸出に関しては利用規程に従う。
- (4) 貸出カードは譲渡又は貸与してはならない。
- (5) 利用資格 (実習期間の変更等) に変更が生じた場合は、直ちに図書館書館へ届けなければならない。
- (6) 貸出カードの紛失等の届出を怠ったことにより貸出に関する事故が生じた時は、貸出カードの名義人がその責任を負うものとする。
- (7) 資料を延滞し督促に応じない者があった場合は、該当実習生への貸出許可を中止する。

(違反の措置)

第8条 図書館長はこの細則に違反した者に対し、退館を命じ、利用の一部停止若しくは入館禁止を命じ、第2条第1項第4号に該当する利用者に対しては利用許可を取り消すことができる。

(免責)

第9条 図書館は利用者が以下の損害を被った場合、その責任を負わない。

- (1) 図書館が提供するサービスの遅延若しくは中断により生じた損害
- (2) 図書館が提供した情報に関連して生じた損害
- (3) 利用者が図書館の機器等を利用することにより生じた損害
- (4) 利用者が館内に機器等を持ち込んでこれを利用することにより生じた損害
- (5) その他不可抗力により生じた損害

(雑則)

第10条 図書館の利用に際しこの細則に定めのない事項については、図書館長が定める。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則 (平成25年 細則第1号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年 細則第 号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。